

関東防災連絡会の役割と政府及び都県政令市との関係

1. 役割について

①情報共有

- ・各機関の防災情報及び防災対策についての意見交換及び災害時の情報共有方策について、協議。

【例】各機関の提供可能情報及び提供方法の取りまとめ、災害時の連絡系統の作成配布

②災害時の連携

- ・初動時（概ね3日以内）

首都直下型地震の被災想定に基づく非常時対応（帰宅困難者対策、復旧活動支援など）の連携方策の協議

【例】

- a) 構成機関で一体的（連携して）に実施すべき、〇〇等の災害対応活動
- b) 各機関で重点的に取り組むべき、〇〇等の災害対応活動

③平常時の連携

- ・連絡会の活動を通じて各機関相互の連携方策を必要の応じ協議
- ・合意のとれたところから協定締結等により、各々の機関による連携策を具体化

【例】各機関の防災訓練への相互参加（例：各機関でリエゾン等を派遣し、災害時の連携を実践し、評価・改善）

2. 都県（政令市）や政府現地対策本部との関係

- ・各機関において、情報を共有し、対応を連携することで防災初動期から災害時活動がより迅速かつ適切に対応でき、政府や都県政令市の防災基本計画及び地域防災計画などに基づき行う防災対応を推進、補完。